◎児童手当法の一部を改正する法律案　新旧対照表

○児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（支給要件） 第四条　児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 一　次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの イ　十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章において「中学校修了前の児童」という。） ロ　〔略〕 2～4　〔略〕 第五条　削除	（支給要件） 第四条　児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 一　次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの イ　十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。） ロ　〔略〕 2～4　〔略〕 第五条　児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に

（児童手当に要する費用の負担）

第十八条　〔略〕

２～５　〔略〕

６　第一項から第三項までの規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）は、当該認定の請求をした際（同項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

２　前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

（児童手当に要する費用の負担）

第十八条　〔略〕

２～５　〔略〕

６　第一項から第三項までの規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）は、当該認定の請求をした際（第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

（届出）

第二十六条　第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

〔削る〕

2　児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

（資料の提供等）

第二十八条　市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は受給資格者の雇用主その他の関係者に

（届出）

第二十六条　第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2　第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3　児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

（資料の提供等）

第二十八条　市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは

対し、必要な事項の報告を求めることができる。

附　則

この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和四十六年七月一日から、附則第三条第一項及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。

〔削る〕

受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和四十六年七月一日から、附則第三条第一項及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。

（特例給付）

第二条　当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2　前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に第四項において準用する第七条第一項又は第三項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。

3　第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。

4　第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二条まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三条から第二十九条まで（第二十六条第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児

童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の政令で定める法律の規定を適用する。

6　第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二条の二」とあるのは「第二十二条」と、「第二十九条」とあるのは「第二十九条（これらの規定を附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

7　第一項から第五項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他同項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8　偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者

〔削る〕

は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

（支給要件に関する暫定措置）

第三条　平成二十四年四月分及び同年五月分の児童手当については、第五条の規定は、適用しない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一　第一号法定受託事務（第二条関係） 備考　この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 法律 〔略〕 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 〔略〕	別表第一　第一号法定受託事務（第二条関係） 備考　この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 法律 〔略〕 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 〔略〕
事務 〔略〕 この法律（第二十条から第二十二条の二まで及び第二十九条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。） 〔略〕	事務 〔略〕 この法律（第二十条から第二十二条まで（これらの規定を附則第二条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条の二及び第二十九条（附則第二条第四項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十七条第一項（附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。） 〔略〕

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（第二十九条関係） 〔略〕 三　市町村長 〔略〕 次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　〔略〕 二　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当の支給に関する情報 三・四　〔略〕 〔略〕 〔略〕	別表第一（第二十九条関係） 〔略〕 三　市町村長 〔略〕 次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一　〔略〕 二　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報 三・四　〔略〕 〔略〕 〔略〕

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（児童手当に関する経過措置） 第六十三条　第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であって、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項の規定による認定を受けているもの（同法第十条の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。	（児童手当に関する経過措置） 第六十三条　第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であって、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十条（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第

別表（第二十一条関係） 一～十二　〔略〕 十三　児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの 十四～二十四　〔略〕	二項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。 別表（第二十一条関係） 一～十二　〔略〕 十三　児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの 十四～二十四　〔略〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第一（第九条関係）

〔略〕	〔略〕
五十六　市町村長（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
〔略〕	〔略〕

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
二十六　都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収	〔略〕市町村長	〔略〕地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に

現行

別表第一（第九条関係）

〔略〕	〔略〕
五十六　市町村長（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
〔略〕	〔略〕

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
二十六　都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収	〔略〕市町村長	〔略〕地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に

						に関する事務であって主務省令で定めるもの
				〔略〕	〔略〕	要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕			
七十四　市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の	〔略〕	〔略〕	〔略〕			

						に関する事務であって主務省令で定めるもの
				〔略〕	〔略〕	要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕			
七十四　市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の	〔略〕	〔略〕	〔略〕			

下欄に掲げる者を含む。）	定めるもの			
七十五　市町村長	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

下欄に掲げる者を含む。）	て主務省令で定めるもの			
七十五　市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（災害救助法等の一部改正） 第八十条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一　〔略〕 二　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条 三～十六　〔略〕	（災害救助法等の一部改正） 第八十条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一　〔略〕 二　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条及び附則第二条第八項 三～十六　〔略〕